

平成26年2月21日
千葉県報第12894号別冊

包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

目 次

- 1 平成16年度分
(監査テーマ)
千葉県土地開発公社の財務事務の執行について・・・・・・・・・・ 1
- 2 平成19年度分
(監査テーマ)
県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び
千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について・・・・・・・・・・ 2
- 3 平成22年度分
(監査テーマ)
公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について・・・・・・・・ 4
- 4 平成24年度分
(監査テーマ)
基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について・・・・ 6

千葉県土地開発公社の財務事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
1	1 長期保有土地 佐倉下根用地（佐倉市）	県が土地を取得し、土地の用途及び処分方針を検討すべきである。	佐倉市下根用地の処分に当たっては、地元佐倉市を含めた検討委員会を設置するとともに、県庁全部局に対し同用地の利活用について照会し、同用地の有効利用について検討している。 しかし、現在まで検討委員会を1回及び検討委員会幹事会を5回開催しているが、新たな土地需要は見出せておらず、また平成24年度まで（平成10年、15年、17年、19年、24年）同用地の利活用について全庁的な調査を行っているが、いまだに利活用可能な案件がない状況であることから、早期の問題解決は困難である。 なお、県による当該用地の再取得及び処分が行えるよう、引き続き検討委員会の開催及び全庁的な利活用案件の調査を継続していくこととする。	

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
2	(6) 保有する設備及び投資について ②投資 ア. 長期貸付金 B. 他会計貸付金 i. 工業用水道事業会計への貸付金	建設事業資金の貸付金については、建設期間中の定義を明確に定め、その上で無利息に該当するかどうかを決定することが望まれる。 又は、建設事業資金の貸付理由から、無利息とするのが政策的に合理的であると判断されるならば、当該理由を明らかにした上で始めから無利息と取り決めることも考えられる。	工業用水道事業においては、経営状況などに配慮しつつ早期返済を図ることとし、おおむね30年以内に全額返済する計画を策定したところである。 今後は、平成25年度から5年間に渡る工業用水道事業の中期経営計画との整合を図りながら返済を進めることとする。 なお、利息については、本年度内に取扱いを決定する予定である。	
3	(6) 保有する設備及び投資について ②投資 ア. 長期貸付金 B. 他会計貸付金 i. 工業用水道事業会計への貸付金	企業債等償還資金の貸付金については、早急に協議を行い、利率を定めることが必要である。 また、建設事業資金と同様、無利息とするのが政策的に合理的であると判断されるならば、当該理由を明らかにした上で始めから無利息と取り決めることも考えられる。	工業用水道事業においては、経営状況などに配慮しつつ早期返済を図ることとし、おおむね30年以内に全額返済する計画を策定したところである。 今後は、平成25年度から5年間に渡る工業用水道事業の中期経営計画との整合を図りながら返済を進めることとする。 なお、利息については、本年度内に取扱いを決定する予定である。	
4	(6) 保有する設備及び投資について ②投資 ア. 長期貸付金 B. 他会計貸付金 i. 工業用水道事業会計への貸付金	平成24年度での土地造成整備事業の収束に備えて、まず返済計画を定めることが重要である。 その後、収束時の取扱いについて、貸付金残高が残るならば後継組織に当該残高を引き継ぐのか、引き継がない場合には、その清算方法及び利息の取り決めについて明確にしておく必要がある。 また、貸付金のうち、回収の見込がないものについて、その金額が合理的に見積もれる場合には、貸倒引当金の計上が制度化された際、または後継組織に引き継ぐ際、引き継ぐ資産の金額について、回収可能性を検討した上で貸倒引当金を計上することが望まれる。	返済計画は、平成24年度に定めたところである。 返済については、平成28年度以降も予定されていることから、後継組織に引き継ぐ予定としている。 平成24年度に策定した返済計画は、工業用水道事業の経営状況などを十分に考慮したものであり、貸倒引当金等の計上は予定していない。	

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
5	①公有地取得事業の長期保有土地について ア. 佐倉下根用地（公有用地）	県が早期に当該用地を再取得するとともに、用途及び処分方針を決定するよう、土地開発公社としても県に対してより一層働きかける。	<p>佐倉市下根用地の処分に当たっては、地元佐倉市を含めた検討委員会を設置するとともに、県庁全部局に対し同用地の利活用について照会し、同用地の有効利用について検討している。</p> <p>しかし、現在まで検討委員会を1回及び検討委員会幹事会を5回開催しているが、新たな土地需要は見出せておらず、また平成24年度まで（平成10年、15年、17年、19年、24年）同用地の利活用について全庁的な調査を行っているが、いまだに利活用可能な案件がない状況であることから、早期の問題解決は困難である。</p> <p>なお、県による当該用地の再取得及び処分が行えるよう、引き続き検討委員会の開催及び全庁的な利活用案件の調査を継続していくこととする。</p>	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
6	Ⅱ. 各施設の状況について 2. 千葉県千葉リハビリテーションセンター (6) 包括外部監査の結果 ① 物品管理について	物品すべてについて備品管理ラベルを貼り付けて、定期的に現物確認を実施し、物品の有無や使用状況を確認する必要がある。現物確認を指定管理者が行う場合でも、県はその方法や結果について十分にモニタリングを行い、公の施設で使用されている物品の管理状況を適切に把握すべきである。	本年度から指定管理者である千葉県身体障害者福祉事業団において、センター内の物品を本県の基準に従い適切に管理するための作業体制を強化した。 本県としても同事業団に対し、計画的に物品管理の適正化を進めるよう助言、指導するとともに、管理運営状況のモニタリングを行うことにより、物品の適切な管理体制の構築を支援する。	
7	Ⅱ. 各施設の状況について 2. 千葉県千葉リハビリテーションセンター (6) 包括外部監査の結果 ② 施設の老朽化に対する課題について (エ) 結果	ライフラインの不具合は重大な事故につながる可能性がある。医療機器が停止すると命にかかわる患者も多数入院している。このような現状が続くとすると、将来において重大な事故が発生する可能性は高く、早急な対応が必要と考えられる。	ライフライン設備の改修については、緊急性の高いものから対応しており、平成24年度に給水設備等の改修を実施したことで指摘箇所の修繕は完了した。今後も計画的にライフライン設備の修繕を実施する。	

平成22年度包括外部監査

[防災危機管理部危機管理課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
8	Ⅱ. 各施設の状況について 11. 千葉県西部防災センター (6) 包括外部監査の結果 ② 備蓄の確保量について	確保目標量を定期的に見直し、最低限確保目標量の備蓄を確保する必要がある。	平成25年1月に「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」を策定し、確保目標量を見直すとともに、食糧、飲料水等備蓄品を計画的に整備することとした。	

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(各論共通事項に関する総論)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
9	<p>第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見</p> <p>1 滞留債権(未収債権)の管理・回収体制について</p> <p>(2) 滞留貸付金の管理及び回収体制について(意見)</p> <p>① 専門組織の設置</p>	<p>滞留債権の回収には、経験や法律的な知識が求められることから専門部署を設けて全庁ベースで取り組む体制が望まれる。</p>	<p>専門部署の設置については、所管部署における一連の手続きから滞納整理部分を切り離すことに伴う事務の正確性や効率性の確保、担当職員における多種多様な債権に関する専門知識の習得、経験豊かな人材の確保など検討すべき課題があることから、今後他県の状況も踏まえて検討する。</p>	継続
10	<p>第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見</p> <p>1 滞留債権(未収債権)の管理・回収体制について</p> <p>(2) 滞留貸付金の管理及び回収体制について(意見)</p> <p>② 滞留債権の範囲</p>	<p>正常債権から外れた以下の債権も対象に含めることが必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク債権等、通常の貸付金に含まれているものの回収可能性が低下している債権であり、その様な債権の情報についても早めに収集し対応していく必要がある。 ・ 損失補てん対象の貸付金、対象となる貸付金が滞留した場合には、その債権についても同様に情報を収集していく必要がある。 	<p>本県では収入未済縮減のため、「債権管理の適正化の方針」及び「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」を定め、全庁的な取組を行っているところであるが、履行期限の延長など条件変更を行った債権には、中小企業対策や産業育成など政策の目的を達成するため、制度上認められた中で条件を変更し、変更後も着実に履行されているものもあり、全てが問題のある債権とは言えないことから、どのような債権を上記方針の対象に含めることが有効なのか検討する。なお、滞納を未然に防止するため、貸付金など各債権の情報収集に引き続き努める。</p>	継続
11	<p>第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見</p> <p>1 滞留債権(未収債権)の管理・回収体制について</p> <p>(2) 滞留貸付金の管理及び回収体制について(意見)</p> <p>③ 一覧資料の作成</p>	<p>すべての滞留債権について、個別に金額や回収状況が分かる一覧性のある資料を作成し、状況が分かりやすい体制にすることが望まれる。</p>	<p>決算の際に、収入未済が発生した全ての税外債権について、当該年度の調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額を債権ごとにまとめた一覧表を作成している。</p> <p>収入未済以外の滞留債権の管理の在り方については、今後検討を行う。</p>	継続

平成24年度包括外部監査

[総務部行政改革推進課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(各論共通事項に関する総論)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
12	第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見 1 滞留債権（未収債権）の管理・回収体制について (2) 滞留貸付金の管理及び回収体制について（意見） ④その他	回収見込みの無いものや費用対効果の面から債権の回収を断念した方がよいものが見受けられるので、いたずらに放置することなく、議会の承認を得て適時に不納欠損処理を行うことが望まれる。	県の債権については、公平性・公正性の確保が強く求められることから、債権の放棄については慎重に検討すべきであるが、個別の債権の内容や債務者の状況によっては、明らかに徴収困難と認められる事例もあることから、債権の放棄を議会に提案する際の全庁的な基準について今後検討を行う。	継続

平成24年度包括外部監査

[総務部財政課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(各論共通事項に関する総論)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
13	第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見 3 資金の効率的活用 (2) 資金の効率的活用について（意見）	専門部署を設けて専門的な知識を有する人材を配置し、全庁ベースで資金の効率的な運用に取り組む体制が望まれる。	基金の効率的な運用を行うため、これまで各部局で管理していた基金について、一括して運用する組織体制を平成26年度に整備するよう検討を進めることとした。	継続

平成24年度包括外部監査

[商工労働部経済政策課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(コンベンション開催準備資金貸付金)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
14	5 包括外部監査の結果 (1) 協定書の収入印紙貼付について	コンベンション開催準備資金に関して協定書は印紙税法上の課税文書であり、平成3年及び平成5年締結の協定書に関しても、貸付資金の金額に応じた収入印紙の貼付が必要であった。	平成25年3月19日付けの通知文書で貸付金運用先のちば国際コンベンションビューローに対して、今後は、印紙税を適正に納税する旨の指導を実施済。	
15	5 包括外部監査の結果 (2) 貸付原資の預金利息について	貸付原資より生じた収入についても千葉県に帰属し、事業廃止等による資金返済時においては、貸付金の余剰資金より生じた果実も返還する必要がある。また、貸付原資関連で生じた収入に関しての取扱いを明確にし、開催準備資金運用状況報告書においても資金残高として報告を行うことが必要である。	平成25年11月25日付けで変更協定書を締結し、貸付原資により生じた収入は、千葉県に帰属すること、資金を千葉県に返済する際に併せて返済することを明確にした。開催準備資金運用状況報告書については、平成25年5月31日付けの報告で資金残高として報告を受けている。	
16	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (1) コンベンション開催準備資金貸付金の必要性について	制度創設より20年以上経過しており、外部環境も変化していることから利用者ニーズが大きいのかを検討する必要がある。また、助成制度とあわせて誘致のアピールをするのか、助成制度へ一本化を図るのかを検討する必要がある。	国際会議開催補助金の導入により、補助対象会議主催者による利用実績が生じており、今後も、一定の利用者ニーズが見込まれる。また、助成制度は補助対象が国際会議開催補助金より広いため、誘致対象会議の規模や要望に合わせ、両者を使い分けて誘致をアピールしていく。	
17	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) コンベンション開催準備資金貸付資金残高について ア 千葉県よりの貸付原資金額について	近年では貸し付け実績は少なくなっており、貸付制度を存続させる場合においても、貸付原資として当該金額が必要であるかを検討する必要がある。	国際会議開催補助金の導入により、補助対象会議主催者による利用実績が生じており、今後も、一定の利用者ニーズが見込まれるため、当面は現在の金額が必要である。	

平成24年度包括外部監査

[商工労働部経済政策課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(コンベンション開催準備資金貸付金)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
18	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) コンベンション開催準備資金貸付金残高について イ 余剰資金の運用について	現状での資金水準を維持するということであれば、資金の貸付けまでの期間において暫定的に短期での安全性に配慮した資金運用も検討する余地があると考ええる。	平成25年11月25日付けで変更協定書を締結し、未使用資金を暫定的に運用できるようにした。	
19	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (3) 遅延損害金について	正当な理由に基づく返済遅延であることについての説明文書等が残されていないので、恣意的な判断とならないように、正当な理由に基づく遅延と判断した根拠を文書として残すことが望まれる。	平成25年3月19日付けの通知文書で貸付金運用先のちば国際コンベンションビューローに対して、今後、同様の事項が生じた場合は、遅延損害金を徴しなかった根拠を明確にした上で、組織的な意識決定を行った文書を残すよう指導済。	
20	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (4) 貸付限度基準について	資金計画予算のみならず、参加者見込人数を加味した貸付限度額を設けることも有用であると考ええる。	参加予定人数については、審査会において資金計画の実現可能性の判断基準として活用しており、間接的ではあるが、貸付限度額に反映されていると考ええる。	

平成24年度包括外部監査

[商工労働部経営支援課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(地域中小企業再生ファンド貸付金)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
21	3 包括外部監査の結果 (1) 貸付資金の有効活用について	出資金額の約50%は使用されず、千葉県産業振興センターにおいては、利息を生まない決済性普通預金に6年間置かれたままであったので、有効活用が出来ていないという点において検討する余地がある と考える。	留保資金の効率的な運用を図るためには、中・長期的な支出見通しが前提となるが、キャピタルコールがあった場合の支払期限が10営業日である状況では、効率的運用は難しい。 また、このような状況の下で安全に資産運用をするとしても専門的な知識を有する職員が必要となるが、千葉県産業振興センターでこのために職員を雇用することはかえって費用がかかることを踏まえると、決済性普通預金での管理は妥当と考える。	

平成24年度包括外部監査

[商工労働部観光企画課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(千葉県観光公社貸付金)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
22	3 包括外部監査の結果 (1) 無利子での貸付	千葉県観光公社が一般財団法人化され、県からの出損金も引き揚げられていることに加えて、県からの出向職員等の引き揚げも考慮すると、有利子貸付への変更を検討することが望まれる。	本貸付は本県の港湾振興、観光振興という公益性の高い事業につき、本県と連携協力して県民に行政サービスを提供するために無利子としたものであり、現在も地域のにぎわい創出という貸付当初の目的に沿った利用がされていることから、観光公社が返済猶予を受けていたこと、現在は一般財団法人化されたことを考慮しても、有利子への変更まで求める必要はないと考える。	
23	3 包括外部監査の結果 (2) 貸付先に対するモニタリング及び指導の不十分性	今後、同事業の業績の推移を的確に把握すると共に必要な指導・監督を行って、貸付金が計画通り返済されるように最大限の役割を果たすべきである。	今後とも千葉県観光公社の経営状況を決算報告書等により常時把握するとともに、必要に応じて任意で状況確認を行っていきたい。 なお、平成25年3月に計画どおり第1回目の返済が行われている。	継続
24	3 包括外部監査の結果 (3) 猶予期間中における検討記録の不存在	県民に対する説明責任という面から、県が貸付金の回収のために最大限の努力を行った過程をしっかりと記録として残していくことが必要である。	今後、債権者として貸付金回収のため最大限の努力をしていくとともに、その過程を記録として残していくこととしたい。	
25	3 包括外部監査の結果 (4) 貸付時における延滞貸付金の存在	返済遅延が発生している状況で新たに貸付けを行った意思決定に疑問を感じる。民間企業や金融機関では、新たな貸付けが行われることは、想定できない。	昭和62年に新たな貸付けが行われた背景としては、当時、千葉ポートパーク内は観光施設でありながら休憩所がなく、利用者から休憩所設置の要望を受けてなされたものであり、事業の緊急性、公益性などの観点から千葉県観光公社が最も適していたことから貸付けが行われたものである。	
26	3 包括外部監査の結果 (5) 潤沢な現金預金の保有	新たな返済計画を取りまとめる際に、この現金預金から幾分かまとまった額を返済に充当できたのではないかと考えられる。	現金預金があったとはいえ、その大半は退職給付引当金や減価償却累計額の内部留保資金であったことから返済に充当しなかったものである。	

平成24年度包括外部監査

[商工労働部経営支援課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(中小企業振興融資資金貸付金【損失補てんを含む】)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
27	5 包括外部監査の結果 (1) 信用保証協会におけるセーフティネット資金に関する審査	セーフティネット資金の場合、審査が甘くなると、短期間で融資先が破綻し、千葉県信用保証協会の代位弁済の実行、県の一般会計による損失補てんへと進展してしまい、最終的には、納税者の負担に帰することになるので、納税者に対する説明責任を全うできるよう、審査体制を強化することが強く望まれる。	千葉県信用保証協会は、審査体制の強化を図るため、早期事故案件の審査担当者へのフィードバック方法の見直しや研修などを通じて、審査担当者の目利き能力の向上に取り組みほか、平成25年度から企業のライフサイクルに合わせた保証や経営支援を行えるよう企業サポート室を設置し、審査体制を強化するとともに、きめ細かな支援に取り組んでいる。	
28	5 包括外部監査の結果 (2) 信用保証協会における創業資金に関する審査	保証承諾時に個人の債務額の把握が出来ていないため、今後の審査項目に加えることが望まれる。	千葉県信用保証協会は、これまでも、保証申込書の「資産負債状況欄」、創業計画書の「借入状況欄」に記入させ審査を行っているところであり、今後とも、審査において、重要な判断事項として取り扱っていく。	
29	5 包括外部監査の結果 (3) 信用保証協会におけるその他の資金に関する審査 ア 代表取締役の死亡による債務整理	中小企業の後継者問題、事業承継、相続等を考える中では、今後はプラスワンサービスとしての保証協会団信制度への加入促進が望まれる。	千葉県信用保証協会は、団信制度への加入促進策として、平成23年5月から保証申込書類に団信加入意思確認書を追加し、申込みの都度、加入意思を確認しており、その結果、加入件数は増加している。	
30	5 包括外部監査の結果 (3) 信用保証協会におけるその他の資金に関する審査 イ 保証承諾先企業から社長への貸付金	信用調査においては、保証承諾先企業を书面調査を中心に実施するのに加えて、経営者の個人債務や債務保証等の状況、グループ企業の経営状況なども合わせて確認し、総合的に判定する必要があると考える。	千葉県信用保証協会は、企業と経営者個人、企業とグループ企業などの中での債務保証や資金融通、経営状況等を把握することは重要であると認識しており、専用書式を用いて情報を一元的に管理し、総合的な実態把握に努めているが、今後も更に情報の管理を徹底し、重要な項目として実態の把握に努めていく。	
31	5 包括外部監査の結果 (3) 信用保証協会におけるその他の資金に関する審査 ウ 信用調査等における調査方法	金融機関の融資先企業の信用調査を书面調査に加えて経営者の人物調査、現地調査などを実施する検討が望まれる。	千葉県信用保証協会は、純新規先、創業先に対し、営業実態の把握等、適切な保証審査が行えるよう現地調査を実施している。また、保証利用残高の多い大口顧客先に対しては、経営状況の把握及び経営支援も含め現地調査を行っている。これら以外についても、財務内容に加え書面審査だけでは確認しきれない場合など、必要と判断したものは現地調査を行っている。	

平成24年度包括外部監査

[商工労働部経営支援課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(中小企業振興融資資金貸付金【損失補てんを含む】)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
32	5 包括外部監査の結果 (4) 県から金融機関への預託額	資金の効率的な運用の観点から、当初予算に縛られずに、融資の実行のために本当に必要な資金を計算し、適時に金融機関へ預託するよう見直しを行うことが望まれる。	平成24年度においては、資金需要の推移の見極めに努め、結果として予算の全額執行は行っていない。	
33	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (1) 信用保証協会での審査能力の向上について ア 早期事故案件のフィードバックのあり方	審査上どこに見落としや判断ミス等があったのかを明確にして、発見された問題点や改善点を取りまとめ文書化し、関係部署に回付するとともに必要な点については、審査マニュアルや審査ガイドライン等に反映させるべきと考える。また、研修会等において事例研究資料として活用することが必要と考える。	千葉県信用保証協会は、従前より早期事故案件の審査担当者及び決裁者へのフィードバックは行っていたが、より効果を上げるべく、平成24年11月13日付けでフィードバック要領を制定し、供覧体制から勉強会方式に変更した。これにより、早期事故案件を勉強会で精査し、審査上の問題点等を共有し審査能力の向上を図っている。	
34	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (1) 信用保証協会での審査能力の向上について イ 審査担当者に対するインセンティブ	審査担当者に対するインセンティブの仕組みを導入することは有効と考える。また、併せて研修の充実、資格取得の奨励等を行って審査能力の向上に取り組むことが重要と考える。	代位弁済の発生等を要件とするインセンティブの仕組みを導入することは、審査担当者の審査姿勢をいたずらに保守化させるおそれもあることから、まずは、千葉県信用保証協会において、適正な審査能力・顧客等に対する対応等、保証審査を行う上での人事考課をより厳格に行っていく。このほか、審査担当者に対して、審査がよりの確に実施されるよう資格取得の奨励及び全国信用保証協会連合会で実施している保証業務検定の取得、内外研修の実施等により、審査担当者の審査能力の向上を図っている。	

平成24年度包括外部監査

[商工労働部経営支援課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(中小企業振興融資資金貸付金【損失補てんを含む】)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
35	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 早期事故案件に係る説明書の提出要件	金融機関が融資時点での事業者の状況を的確に把握し、審査が甘くならないために、また、千葉県信用保証協会が金融機関に対する指導や連携強化を図る意味でも「新規の案件」の要件を外して、「早期事故案件に係る説明書」の提出を求めるべきであるとする。	既保証先については、金融機関が継続的なモニタリングを行っている中での事故であり、事業者内部に問題が存在していた可能性は低く、また、千葉県信用保証協会でも業況の把握ができていないことから、同説明書の提出は求めている。しかし、既保証先であっても、利用残高の多い大口顧客や協会が把握している企業経営状況に照らして、経営環境以外の事業者内部に要因が考えられるような場合は、必要に応じて、金融機関担当者に事業者の状況や変調の有無などについて聴取を行っている。なお、上記に加え、返済無く全額代位弁済した先及び一括返済で貸付日から2か月以内に期限の利益を喪失した先についても、審査状況を確認するため、全ての案件について、同協会が金融機関へ「事故発生に関する補足説明書」の提出を求め、早期事故案件への取組を行っている。	

平成24年度包括外部監査

[商工労働部雇用労働課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(緊急雇用創出事業等臨時特例基金)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
36	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (1) 事業の実施状況について	基金を活用した事業が多岐にわたっていることから、各課での連携を深めることで、事業の執行率はさらに高められたものと考えられる。	各部局主管課に基金事業担当者を定めており、国の制度変更等の際には、担当者会議を開催するなどして連携を図った。	
37	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 事業計画の策定と事業目標の設定	国の交付金を財源として事業化される事業についても、事業計画を策定し、目標値を設定するなどの工夫を行うことで事業効果を高めるべきである。	全額執行を目標に庁内及び市町村に対して複数回の事業募集を行い、事業提案を促し、適正な事業執行に努めた。	

平成24年度包括外部監査

[商工労働部経営支援課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(小規模企業者等設備導入資金貸付金【特別会計】、小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てん【一般会計】)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
38	4 包括外部監査の結果 (1) 貸付後及び貸与後、短期間における回収遅延の発生	短期間で返済遅延が生じた案件については貸付時の審査が適切に行われていたのかという点、十分に検討されなければならない。	千葉県産業振興センター設備貸与事業等の事前審査担当者間では、返済遅延や事故案件となったケースを検証し、その内容を貸付審査にフィードバックすることで、審査能力の向上を図っている。	
39	4 包括外部監査の結果 (2) 設備導入資金貸付審査委員会について	今後、委員選任に際しては形式的にならず、委員会への出席について十分対応できるかという点も含めて選任を行うこと、また、代理人の参加に関しても規定を整備し、事前に登録する等、より厳格な運営が望まれる。	千葉県産業振興センターでは、設備導入資金貸付審査委員会運営要領を改定し、審査委員の選任については、審査委員会を構成する機関の長が、それぞれの組織の中から委員会への出席が十分対応でき、小規模企業者等の経営・技術指導等の知識を有する役職員を指定した上で選任することとした。また、代理人の参加については、代理人出席に係る委任手続を規定した。	
40	4 包括外部監査の結果 (2) 設備導入資金貸付審査委員会について	審査委員会の審査記録についても審査が網羅的にかつ適切に実施されたことを担保するため、審査項目及び具体的なチェック事項を一覧にした審査チェックリストを作成し運用することが必要と考える。	審査委員会の議事録において適切に審査されていることを担保するため、従来の記述部分に加え、貸付対象企業の審査項目として重要な「投資の妥当性」、「財務の健全性」、「償還能力」について、企業の特徴を新たに明記するよう改めた。	
41	4 包括外部監査の結果 (3) 割賦及びリース契約に係る損失補てんの際の消費税の負担について	千葉県産業振興センターは県に対し消費税部分を含めた損失補てんを請求しており、この請求のとおり県は損失補てんしていたが、過大な損失負担と言えるので、改善が必要である。	本県が千葉県産業振興センターに対して支払った損失補てん金のうち、本来、本県で負担する必要のなかった金額について、同センターからの返還を受けた。また、同センターは、今後、消費税額控除申請等の税務処理や損失補てん請求事務を適正に処理するため、税理士相談を行い、関連部署とその内容について共有した。	

平成24年度包括外部監査

[商工労働部経営支援課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(小規模企業者等設備導入資金貸付金【特別会計】、小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てん【一般会計】)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
42	4 包括外部監査の結果(4) 損失補てんの時期について	回収が困難となった債権に対する県の損失補てんは、千葉県産業振興センターが貸付等を実行してから債務負担行為の最終年度である13年目に一律実施している。しかし、貸与後短期間で回収が困難になる相手先もあり、回収が困難となった債権が発生した場合には、適宜、処理することが必要と思われる。	千葉県産業振興センターでは、「回収が困難となった債権」の償却を適宜行うことができるよう「未収貸付・未収貸与料債権管理規程」で定める償却基準の具体的な適用について改めて税理士相談を行い、今後は未収債権の回収状況を償却基準に適切に照らして処理をしていくこととした。	
43	4 包括外部監査の結果(5) 回収不能な債権の管理事務の停止時期について	回収の見込みがほぼなくなった債権は、費用対効果を勘案し、県へ報告した上で適時に管理事務の停止を行う必要がある。	「未収貸付・未収貸与料債権管理規程」の償却債権管理事務停止基準の具体的な適用について、改めて千葉県産業振興センター内で検討を行い、今後は将来的な回収見込みを適切に判断し、処理をしていくこととした。	

平成24年度包括外部監査

[農林水産部森林課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(森林整備担い手基金)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
44	4 包括外部監査の結果 (1) 基金の有効活用について	現在の林業サービスセンター管理運営事業への補てんのみで同基金の目的である森林整備の担い手の確保及び育成を達成できるのかについて検討すべきである。 その場合、県、市町村、森林組合等の中で十分に協議を行い、中長期計画及び単年度計画として取りまとめることが重要と考える。	担い手の育成及び確保については、森林整備の低コスト化に必要な高性能機械化とオペレーターの確保、担い手の高齢化や労働条件など様々な課題を抱えている。 これらの課題に対して、関係機関と協議した結果を踏まえ、今年度中に策定される県の施策等に係る中期計画に、担い手の育成及び確保に向けた取組を反映させることとした。	
45	4 包括外部監査の結果 (1) 基金の有効活用について	各年度ごとの基金の取り崩しや運用の方針を決める必要があると考える。	基金の運用方法については、関係機関と協議し、平成24年12月に「債券運用に係る取扱い基本方針」を定めた。 基金の取崩しについては、上記の中期計画に基づき対処することとした。	
46	4 包括外部監査の結果 (2) 運用方法の再検討について	債券による運用も含め、もっとも適切な運用方法が何であるかについて、再検討する必要がある。	基金の運用方法については、基本方針に基づき、安全性や収益性を考慮し、長期ないし中期の債券等による運用に変更している。	
47	4 包括外部監査の結果 (3) 林業サービスセンター管理運営事業の有効性の評価について	林業サービスセンター管理運営事業の有効性について検証・評価を定期的かつ継続的に行い、より効果的な事業実施に努める必要がある。	事業のうち主たる業務である研修について、検証・評価資料等の提出を事業者に求め、毎年度、検証・評価を行うこととした。	

平成24年度包括外部監査

[農林水産部農村環境整備課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(中山間地域農村活性化基金)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
48	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (1) 事業の効果について	基金として、毎年度、660百万円を用いていることからすると事業効果はきわめて小さいといえるので事業効果を高める工夫が不可欠である。	中山間地域の活性化に繋がる新たな地域住民活動の契機とすべく、平成25年3月に研修対象者を中山間地域で各種農林施策において活動している地域リーダーに広げ、全国的な基金事業の先進事例の講演会を実施した。 今後も多様な地域住民活動が実施されるよう、研修会を開催し毎年3名のふるさと保全指導員を育成していく。	
49	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 市町村との連携など事業の進め方について	市町村との連携が求められる類似の基金事業については、あらかじめ市町村と協議し、定量的な目標指標を用いた長期計画を設定した上で事業を実施することが必要である。	農林水産省農村振興局長通達（平成16年9月21日付け16農振第1152号）に基づき、本県では事業の実施に当たり、5か年の事業実施計画を策定している。 現事業実施計画（計画期間：平成22年度～平成26年度）の策定に際しては、市町村の意見を聞き取った上で成果目標を定めた。そして、本事業計画に基づき、市町村と連携しながら事業を実施しているところである。 次期計画（平成27年度～）の作成に当たっても、市町村と協議の上、作成していくこととする。	
50	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (3) 基金の有効活用について	市町村との連携を強化し十分な協議を行った上で事業計画を策定し、必要な資金については基金の取り崩し等によって対応できるよう、基金の運用方針の変更等を国に働きかけて行くことが必要と考える。 6億円規模の基金が低調な活用のまま既に15年間経過し、今後もこの様な状況が続くことは、基金並びに財源の有効活用という観点からみて改善が望まれる。	現在、国の事業要領では3%までの取崩しが認められているが、必要な事業費は上限を超えて取崩しが可能となるよう、担当者会議の際などに国へ働きかけていく。	

平成24年度包括外部監査

[農林水産部団体指導課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(木材産業等高度化推進資金貸付金)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
51	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (1) 合理化計画の認定で提出が求められている貸借対照表及び損益計算書	千葉県木材市場協同組合が合理化計画の認定を受ける際に県に提出した財務諸表は、改正前の様式となっており、その後、平成23年度までに県に提出した財務諸表も同様に旧様式のままとなっていることから、県の適切な指導が期待される。	経過措置により旧様式での財務諸表の作成も認められているが、平成24年度決算から、新様式により財務諸表を作成するよう依頼した。	

平成24年度包括外部監査

[農林水産部農村環境整備課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(農地保有合理化事業の借入金に係る損失補償)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
52	5 包括外部監査の結果 (1) 複数年にわたる賃借料の処理	公益法人会計基準上、費用と収益は相殺を禁止されている（いわゆる総額主義の原則）ため、正味財産増減計算書に複数年払の賃借料も各年度の収益と費用を計上する必要があったが、行われていなかった。	平成24年度決算書から複数年にわたる前払賃借料分も収益と費用を計上した。	

平成24年度包括外部監査

[農林水産部団体指導課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(農業改良資金貸付金)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
53	5 包括外部監査の結果 (1) 延滞者債権管理簿の保管について	延滞債権の担当者は2,3年に1度変更になる可能性もあり、過去の状況を記載した延滞者債権管理簿については、延滞債権ごとに適切に保管しておく必要がある。	各農業事務所における適切な保管を徹底するとともに、延滞債権者の直近のデータを四半期ごとに団体指導課へ報告し、情報を共有する体制を整えた。	
54	5 包括外部監査の結果 (2) 延滞債権にかかる債務者、保証人に対する財産調査、法的措置の検討について	延滞債務者および保証人の財産調査については延滞の始まった時期から考えて適時に実施し、当該財産調査の結果を踏まえて、法的措置をとるかどうかが検討を行い、その結果は文書で記録しておくことが必要である。	延滞債務者等の状況を随時把握し、必要な財産調査を適時に行い、法的措置等の検討を行うこととする。	
55	5 包括外部監査の結果 (3) 貸付金の目的外使用について	貸付後の事業実施結果の確認については、適切に実施する必要がある。	農業改良資金の貸付事業は、平成22年度に(株)日本政策金融公庫に移管しているため、本県では新規貸付けを行っていない。	
56	5 包括外部監査の結果 (4) 延滞債権に対する督促について	延滞債権については、訪問にかかわらず、文書による督促は必要である。	今後は、訪問するだけでなく文書による督促も併せて行うこととする。	

平成24年度包括外部監査

[農林水産部団体指導課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(林業・木材産業改善資金貸付金)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
57	5 包括外部監査の結果 (1) 延滞債権に対する 法的措置の検討について	本人および保証人の財産調査は延滞が始まってから適時に実施したうえで、法的措置をとるかどうかが検討を行い、その結果は文書で残しておくことが必要である。	延滞債務者等の状況を随時把握し、必要な財産調査を適時に行い、法的措置等の検討を行うこととする。	

平成24年度包括外部監査

[農林水産部団体指導課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(就農支援資金貸付金)

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
58	4 包括外部監査の結果 (1) 延滞債権に対する法的措置を実施すべきこと	延滞期間も長期化し回収が進まない現状においては、今後早期に債務者本人及び連帯保証人に対する財産状況の調査を行った上、連帯保証人への請求や裁判等の法的措置などを含め、実効性のある手続きの実施を検討すべきである。	延滞債務者及び保証人の状況を把握するとともに、必要な財産調査を行い、法的措置等の検討を進めることとする。	

平成24年度包括外部監査

[県土整備部県土整備政策課]

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

(土地区画整理事業用地取得費代位支払の借入金に係る損失補償)

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	備考
59	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 金田西地区の土地区画整理事業の進展状況の公表並びに事業計画の評価の実施	金田西地区の土地区画整理事業の進展状況等を県民に公表し、さらに事業の結果について県自身並びに第三者によってきちっと評価を実施し、県民に公表すべきである。	本県では、事業の効率化及び採択から事業完了に至る過程の透明性の一層の向上を目的とし、公共事業評価を行っている。 本事業についても、平成25年度に継続事業として再評価を実施する予定である。 評価は、有識者等第三者からなる千葉県県土整備公共事業評価審議会(旧 千葉県県土整備部所管公共事業評価監視委員会)における審議及び意見聴取の結果を踏まえ実施する。事業の進捗状況は公開の場で行う同審議会において説明するとともに、説明資料及び評価結果は千葉県ホームページで公表する。	継続
60	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 金田西地区の土地区画整理事業の進展状況の公表並びに事業計画の評価の実施	「千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会」(現 千葉県県土整備部所管公共事業評価監視委員会)が平成25年度にも予定されており、事業の状況について総合的な検討と評価が行われるべきである。	本事業に係る再評価については、千葉県県土整備公共事業評価審議会において、社会情勢の変化、投資効果、進捗状況及びコスト縮減などの総合的な観点での審議及び意見聴取を行い、本県としてはこの意見を最大限尊重し対応方針を決定することとしている。	継続
61	6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 金田西地区の土地区画整理事業の進展状況の公表並びに事業計画の評価の実施	県として、事業費の規模に対してその効果はどうであったか、相応しい施設の建設や商業施設の誘致等が実現できたか、また県が購入した土地がより有利にかつ効果的に利用されたか等も含めて事後評価を実施し、県民に対して公表し説明責任を果たすべきと考える。	事後評価については、事業完了後5年以内に、費用対効果や事業の効果の発現状況等の観点から、同審議会での審議及び意見聴取を踏まえ実施し、結果はホームページで公表することとしている。	継続